

## 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 11 月 28 日 (金) 午前 10 時開会

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	議案第 92 号	湖西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
日程第 4	議案第 93 号	湖西市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
日程第 5	議案第 94 号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 6	議案第 95 号	湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 7	議案第 96 号	湖西市特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 8	議案第 97 号	湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 9	議案第 98 号	湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 10	議案第 99 号	湖西市立小・中学校通学区区域審議会条例の一部を改正する条例制定について
日程第 11	議案第 100 号	湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第 12	議案第 101 号	湖西市子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定について
日程第 13	議案第 102 号	湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第 14	議案第 103 号	湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 15	議案第 104 号	湖西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 16	議案第 105 号	湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 17	議案第 106 号	令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事 (建築工事) の工事請負契約の一部変更について
日程第 18	議案第 107 号	令和 5 年度湖西市消防防災センター建設工事 (電気設備工事) の工事請負契約の一部変更について
日程第 19	議案第 108 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 20	議案第 109 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 21	議案第 110 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 22	議案第 111 号	令和 7 年度湖西市一般会計補正予算 (第 6 号)
日程第 23	議案第 112 号	令和 7 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 24	議案第 113 号	令和 7 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 25	議案第 114 号	令和 7 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 26	議案第 115 号	令和 7 年度湖西市公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号)

- 日程第27 議案第116号 令和7年度湖西市水道事業会計補正予算(第2号)  
日程第28 議案第117号 令和7年度湖西市病院事業会計補正予算(第2号)

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ  
○出席及び欠席議員……………出席表のとおり  
○説明のため出席した者……………出席表のとおり  
○職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開会

○議長（神谷里枝） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年12月湖西市議会定例会を開会いたします。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

○議長（神谷里枝） 続いて、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 内山浩二登壇〕

○議会事務局長（内山浩二） 議案書の受理について申し上げます。12月定例会に市長から提出されました議案は26件でございます。その内容は、条例の制定2件、条例の一部改正12件、令和7年度補正予算7件、その他5件でございます。

9月以降の議会活動につきましては、事前に配信いたしました市議会日誌のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（神谷里枝） 続いて、損害賠償の額の決定及び和解について都市整備部長から報告がございません。都市整備部長。

〔都市整備部長 匂坂隆拓登壇〕

○都市整備部長（匂坂隆拓） 説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解に関して行いました専決処分について、同条第2項の規定により御報告申し上げますので、お手元の報告書専決第8号を御覧いただきたいと存じます。

この損害賠償につきましては、令和7年8月12日火曜日、午前5時30分頃、市道日の岡入出知波田線を軽トラックが走行中に、道路のり面から車道上に張り出していた樹木の枝が折れて落下し、フロントガラス及びウォッシャー液噴射部分を直撃し、損傷させたものでございます。損害賠償として31万767円を市が支払うことで和解が成立しましたので、専決処分をさせていただきました。

また、賠償額の31万767円は被害額の100%であり、道路損害賠償責任保険で全額補填をされるものでございます。

今回の事故発生を受けまして、枝が折れたと思われる樹木につきましては、速やかに伐採作業を行いました。また、再発防止対策といたしまして、道路パトロール時のチェック項目に、道路上に張り出した枝の折れや枯れ枝の確認を追加をしてパトロールを実施しており、今後、パトロールの結果なども踏まえ、道路のり面の樹木から張り出した枝の伐採を進め、道路の安全な通行を確保してまいる所存でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（神谷里枝） 報告事項は終わりました。

ここで、市長の挨拶となりますが、市長から資料配付を求められましたので、これを許可しております。資料はタブレットに配信させていただいておりますので、よろしく願いいたします。市長、御挨拶をお願いいたします。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） おはようございます。本日から令和7年12月湖西市議会定例会が開催されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

さて、今年の秋は季節の移り変わりがゆっくりで、10月は高温が続き、11月に入ると急に冬のような寒さが訪れるなど、寒暖差が大きい天候となっています。この季節の変わり目に伴い、10月下旬からは季節性インフルエンザの流行も本格化してきました。特に小学校、中学校では学級閉鎖を余儀なくされる学校も増えており、児童生徒の健康管理が一層重要となっています。

先日10月30日には、第62回豊田佐吉翁顕彰祭を開催いたしました。豊田章男会長からは、「佐吉翁が私たちに示してくれたもの、それは次の100年のために全力を尽くす大人の背中だと思う。そして、『日本発』の未来を世界に発信する大人の背中を子供たちに見せてあげたい。それが私の想いです。」と語られました。また、佐吉翁奨学金奨学生代表の鈴木円花さんからは、豊田綱領の一節、「研究と創造に心を致し、常に時流に先んずべし」そして「華美を戒め、質実剛健たるべし」という言葉を心に留め、体裁や見栄えにとらわれず、日々研さんを重ねていく決意を述べられました。

私からは、人づくりやまちづくりといった先人たちのからのバトンをしっかりと受け継ぎ、「魅力ある湖西市を子どもたちへ」という理念を掲げ、湖西市を明るく元気で住みよいまちにするため、「障子を開けてみよ、外は広いぞ」の精神で果敢に挑戦していくことをお誓い申し上げたところです。

ここで少しお時間をいただきまして、簡単ではありますがこの10月、11月に実施した施策の取組経過を4つ御報告いたします。

まず初めに、10月からサービスを拡充し、実証実験を開始した湖西市のデマンド型乗合タクシー、いわゆるコーちゃんタクシーの10月の乗車実績は2,065人でした。これは9月までの月別利用実績と比較して実に倍増しています。さらに、拡充された土日・祝日の乗車実績は、土曜日は平日の平均の約60%、日曜日・祝日は約40%の利用がされており、この乗合タクシーを利用するには事前登録が必要ですが、現在、登録者数の増加を目指してお出かけキャンペーンを実施しています。新規登録者を対象に、抽選でプレゼントを進呈するなど利用促進に取り組んでいます。利用者からは、「土日の運行はありがたい」や、「いろいろなところに行けるようになった」などの感想をいただいております。令和8年9月まで実証を続けてまいります。

2つ目は、同じく10月からの実証実験の取組です。湖西市内の飲食店や小売業、観光資源を案内するまちあるき観光案内所を新居関所駐車場内と、鷺津駅周辺にそれぞれ1か所ずつ計2か所設置しました。11月16日までに673人の方が訪れ、市内観光案内や飲食店等の案内を行っており、来訪者の方からは「うなぼんグッズを増やしてほしい」や、「案内所をもっと宣伝してほしい」といった意見をいただいております。今後は、来訪者増加や地域経済の活性化、湖西市の知名度向上などの効果検証を行います。

3つ目は、開始から4か月が経過した鷺津駅前ちよこっと夜市は、今月21日をもって終了しました。元気なまちの実現を目指して試験的に始めたイベントですが、湖西市商工会をはじめ各出店者の御協力により、駅前のにぎわいづくりにつなげること

ができました。この場を借りて改めて感謝の意を表したいと思います。

期間中は悪天候により中止となった日もありましたが、全15日間の開催により累計出店店舗数は83店舗、店舗からの報告では購入者数が2,500人を超えております。私としては、このイベントは一定の成果を上げていると感じており、今後も開催できるよう検討を進めてまいります。

4つ目は、11月、新居地区では災害時に避難の支援が必要な高齢者や障害者が、地域住民とともに避難経路を確認する「ひなんさんぽ」が行われ、私も参加させていただきました。地域住民のサポートを受けて、25人の避難行動要支援者が19か所の避難場所に向かって一斉に避難を実施しました。この訓練には、御家族やサポート担当者、自治会、自主防災会、民生委員、社会福祉協議会など総勢190名が参加しました。私は、この訓練を通じて要支援者の存在を地域住民に知ってもらえるきっかけとなっただけでなく、災害発生時における自助と共助の重要性を実感する貴重な機会となったと考えています。また、要支援者を地域で見守り支援する必要性についても広く周知できたと感じています。

続いて、新たな取組について2つ御紹介します。

1つ目は、今月25日湖西市出身の内山雄輝氏が代表取締役社長を務めるSALESGO株式会社と、同社が開発・提供するAI議事録生成ソフトGoooo! Meetingの無償供与に関する協定を締結しました。本協定は、同社の地域貢献の一環として、本市の業務効率化及びDX推進を支援することを目的としています。AIによる議事録生成により、会議録作成業務の効率化や精度向上、さらには要約・多言語対応機能を通じた情報共有の円滑化が期待されます。

2つ目に、この12月に実施されるモノづくりのまち湖西らしい官民共創の取組を御紹介します。市は、これまで水道スマートメーターなど官民共創の取組を進めてきましたが、今後は社会課題を解決する民間企業のチャレンジを後押しする場の提供も推進していきたいと考えています。スズキ株式会社とロンビー株式会社は、公道での物流輸送活動を見据

え、課題の洗い出しと問題解決を進めるため、市内公道を使用した遠隔操作型小型車の公道走行トライアル、いわゆる自動運転走行のトライアルを行います。今回の実証実験は、工場間を結ぶ物流輸送ですが、市としては公道の歩道部分を走行するため、市民への注意喚起と将来の市内物流・市民サービス向上への可能性を見据え、トライアルに協力します。

これらの事業を継続させて発展させるため、今まさに第6次総合計画の第2期実践計画の策定を進めています。

9月から10月にかけて総合計画審議会では、施策ごとの集中審議を行うため、3回の審議会を開催しました。委員の皆様からは、市民目線と専門分野に基づいた多様な意見をいただき、これを踏まえ再度検討を行いながら、計画のまとめ作業を進めています。

第2期実践計画の策定に当たり込めた思いは、郷土の偉人・豊田佐吉翁のチャレンジ精神を受け継ぎ、湖西市の特性を生かしながら未来へ挑戦し、次世代に誇れるまちを創ることです。この思いを実現するために、生活満足度を高め暮らしやすさの向上につながる施策と、産業活性化や人々の交流促進による元気なまちの実現に向けて取り組んでまいります。

現在、令和8年度予算についても編成を進めておりますが、非常に厳しい財政状況に直面していると感じております。限られた財源の中で最大の効果を上げるため、最善を尽くしてまいります。

結びに当たりまして、今回、本12月の定例会に提案させていただきます議案は、新規条例、条例の改正、契約の変更、補正予算等々の26件となっております。後ほど個別に御提案をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上で私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（神谷里枝） 挨拶は終わりました。

---

午前10時15分 開議

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりでございます。

---

○議長（神谷里枝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に18番 二橋益良議員、1番 相曾桃子議員を指名いたします。

---

○議長（神谷里枝） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を本日から令和7年12月22日までの25日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議ありませんのでそのように決定いたしました。

次に、休会日についてお諮りいたします。11月29日から12月7日まで、12月9日、12月13日から12月21日までは議案調査のため休会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷里枝） 異議ありませんのでそのように決定いたしました。

---

○議長（神谷里枝） 日程第3 議案第92号 湖西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（神谷里枝） 次に、提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第92号につきまして御説明申し上げます。

令和8年度より子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、乳児等通園支援事業を実施するに当たり、児童福祉法第34条の16第1項で定める事業の設備及び運営の基準について定める必要があることから、条例を制定するものでございます。

なお、詳細につきましてはこども未来部長から補足説明させていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） こども未来部長に補足説明を求めます。こども未来部長。

〔こども未来部長 戸田昌宏登壇〕

○こども未来部長（戸田昌宏） 補足説明させていただきます。

説明に当たって、乳児等通園支援事業者は事業者、乳児等通園支援事業所は事業所、乳児等通園支援事業は事業と省略させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

議案書の6ページから15ページを御覧ください。それでは、第1条から順に御説明いたします。

第1条は、条例の趣旨について規定するものでございます。

7ページを御覧ください。第2条は、最低基準の目的について規定するものでございます。

第3条は、最低基準の向上を目指すことを規定するものでございます。

第4条は、事業者が最低基準を超えてその設備及び運営を向上させることを規定するものでございます。

第5条は、事業者が守るべき一般原則について規定するものでございます。

8ページを御覧ください。第6条は、事業者の非常災害に対する備えを規定するものでございます。

第7条は、事業者が策定する安全計画について規定するものでございます。

第8条は、事業者が自動車を運行する場合の所在の確認について規定するものでございます。

第9条は、事業所の職員の一般的条件を規定するものでございます。

9ページを御覧ください。第10条は、事業所の職員の知識と技能の向上等について規定するものでございます。

第11条は、事業所が他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について規定するものでございます。

第12条は、利用乳幼児を平等に取り扱う原則につ

いて規定するものでございます。

第13条は、虐待等の防止について規定するものでございます。

第14条は、事業者による衛生管理について規定するものでございます。

第15条は、事業者が提供する食事について規定するものでございます。

10ページを御覧ください。第16条は、事業の運営に関する重要事項を定めることについて規定するものでございます。

第17条は、事業所に備える帳簿について規定するものでございます。

第18条は、事業所の職員の秘密保持等について規定するものでございます。

第19条は、事業者の苦情への対応について規定するものでございます。

第20条は、事業の区分について規定するものでございます。

11ページを御覧ください。第21条は、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備の基準について規定するものでございます。

飛んで13ページを御覧ください。第22条は、一般型乳児等通園支援事業に従事する職員の研修や人数について規定するものでございます。

14ページを御覧ください。第23条は、特定教育・保育及び特定地域型保育以外を指す、特例保育を行う事業所における、一般型乳児等通園支援事業を行う場合の設備及び職員の基準の特例について規定するものでございます。

第24条は、一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援の内容について規定するものでございます。

第25条は、一般型乳児等通園支援事業における保護者との連絡について規定するものでございます。

第26条は、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準について規定するものでございます。

15ページを御覧ください。第27条は、第24条及び第25条の規定に関する準用について規定するものでございます。

第28条は、事業者及びその職員による記録、作成等に関する電磁的記録について規定するものでございます。

附則は、この条例の施行期日を令和8年4月1日とするものでございます。

説明は以上です。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

○議長（神谷里枝） 日程第4 議案第93号 湖西市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（神谷里枝） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第93号につきまして御説明申し上げます。

令和8年度より子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、乳児等通園支援事業を実施するに当たり、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

なお、詳細につきましてはこども未来部長から補足説明させていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） こども未来部長に補足説明を求めます。こども未来部長。

〔こども未来部長 戸田昌宏登壇〕

○こども未来部長（戸田昌宏） 補足説明させていただきます。

本条例は、先ほどの議案第92号条例の施設及び運営に関する基準を満たし、市から認可を受けた支援事業者が運営する際に、遵守すべき詳細な基準と利用定員の設定について規定するものでございます。

説明に当たって、特定乳児等通園支援事業者は事業者、特定乳児等通園支援事業所は事業所と省略して説明させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

議案書の16ページから27ページを御覧ください。それでは第1条から順に御説明いたします。

第1条は、条例の趣旨について規定するものでございます。

17ページを御覧ください。第2条は、事業者による支援事業の一般原則について規定するものでございます。

第3条は、事業者が提供する事業の利用定員を規定するものでございます。

第4条は、事業者が利用申込みを受けた場合の事前面談について規定するものでございます。

18ページを御覧ください。第5条は、事業者が利用申込みを受けた際に、正当な理由のない提供拒否を禁止することを規定するものでございます。

第6条は、事業者の市による利用あっせん及び要請に対する協力について規定するものでございます。

第7条は、事業者による乳児等支援給付認定証の確認について規定するものでございます。

第8条は、事業者が乳児等支援給付認定の申請の援助を行うことについて規定するものでございます。

第9条は、事業者が子供及び保護者の心身の状況等の把握に努めることについて規定するものでございます。

19ページを御覧ください。第10条は、事業者の特定教育・保育施設等との連携について規定するものでございます。

第11条は、事業者の支援提供の記録について規定するものでございます。

第12条は、事業者が保護者から受ける費用の支払いについて規定するものでございます。

20ページを御覧ください。第13条は、事業者が保護者に対して行う乳児等支援給付費の額に関する通知または証明書の交付について規定するものでございます。

第14条は、事業者が適切に支援を提供するために準ずる基準について規定するものでございます。

第15条は、事業者が行う支援の評価等について規定するものでございます。

第16条は、事業者が子供及びその保護者からの相談に応じ援助を行うことについて規定するものでござ

ございます。

21ページを御覧ください。第17条は、事業所の職員による緊急時等の対応について規定するものでございます。

第18条は、事業者が保護者の不正な行為があった際の市への通知について規定するものでございます。

第19条は、事業者が定めておかなければならない運営規程について規定するものでございます。

第20条は、事業者による事業所の職員勤務体制について規定するものでございます。

22ページを御覧ください。第21条は、事業者が設定する利用定員の遵守について規定するものでございます。

第22条は、事業者による重要事項の掲示等について規定するものでございます。

第23条は、事業者が子供を平等に取り扱う原則について規定するものでございます。

第24条は、事業所の職員による虐待等の禁止について規定するものでございます。

第25条は、事業所の職員及び管理者の秘密保持等について規定するものでございます。

23ページを御覧ください。第26条は、事業者による支援内容に関する情報提供について規定するものでございます。

第27条は、事業者の利益供与等を禁止することを規定するものでございます。

第28条は、事業者の苦情受付とその解決に向けた対応について規定するものでございます。

24ページを御覧ください。第29条は、事業者の地域との連携等について規定するものでございます。

第30条は、事業者の事故発生防止及び発生時の対応について規定するものでございます。

第31条は、事業者の会計の区分について規定するものでございます。

第32条は、事業者の諸記録の整備等について規定するものでございます。

25ページを御覧ください。第33条は、事業者による記録、作成、保存等に関する電磁的記録について規定するものでございます。

附則は、この条例の施行期日を令和8年4月1日

とするものでございます。

説明は以上です。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

○議長（神谷里枝） 日程第5 議案第94号 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第9 議案第98号 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの5件を一括議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（神谷里枝） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第94号から議案第98号までの5議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

令和7年8月7日、人事院は民間給与との格差を考慮し、本年度分の月例給及び期末・勤勉手当を引き上げ、通勤手当等の給与制度の見直しを行うよう勧告しました。

本年度分の変更の具体的な内容といたしましては、俸給表について、若年層に重点を置きつつ全ての職員を対象に引き上げを行い、期末手当を年間0.025か月分、勤勉手当を年間0.025か月分引き上げるというものでございます。また、地域手当の支給割合や通勤手当の一部を令和8年4月から見直すものでございます。

本市におきましても、情勢適応の原則に基づき、人事院勧告に係る国の取扱いに準じた改正を行い、給料表及び職員の期末・勤勉手当、市三役の期末手当を引き上げ、地域手当の支給割合を3%から4%に変更し、派遣職員の駐車場利用に係る通勤手当を支給しようとするものでございます。

次に、議員の皆様は、国家公務員指定職の支給率に準じて支給しておりますが、人事院勧告において当該支給率に0.05か月分の引き上げがあったため、これに準じた改正を行おうとするものでございます。

次に、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当は、一般の職員と同等の支給率を次年度に適用させており、各手当について年間0.025か月分の引き上げを令和8年4月から行おうとするものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

---

○議長（神谷里枝） 日程第10 議案第99号 湖西市立小・中学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（神谷里枝） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第99号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、北部地区の小中学校統合に伴う通学区域の変更に関し、湖西市立小・中学校通学区域審議会を開催し、審議を行う必要がございますので、審議内容に応じた柔軟な対応ができるよう改正しようとするものでございます。

具体的な改正内容といたしましては、定数18人であったものを18人以内に変更するとともに、1年としている任期を諮問に係る答申が終了するまでに変更するものでございます。また、委員の構成から市の職員を削除いたします。

なお、施行日は公布の日とするものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

---

○議長（神谷里枝） 日程第11 議案第100号 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（神谷里枝） 市長に提案理由の説明を求め

ます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第100号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法及び内閣府令等の改正に伴って行うものでございます。

児童福祉法改正に伴う改正の内容は、参照条項の改正でございます。

内閣府令の改正に伴う改正の内容は、保育所等との連携に関する事項の追加、食事の提供の特例に関する搬入施設の追加、利用乳児及び職員の健康診断等の内容に関する補足、居宅訪問型保育事業として提供する事業要件の追加、連携施設に関する経過措置として連携しないことができる期間を延長することの5つでございます。

なお、施行日は公布の日とするものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

---

○議長（神谷里枝） 日程第12 議案第101号 湖西市子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（神谷里枝） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第101号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、令和8年度より児童福祉法にて規定されております乳児等通園支援事業が、全国的に本格実施されることに伴い改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、新所及び新居子育て支援センターで、のびのび預かり事業に代わり、乳児等通園支援事業が実施できるようにするものでございます。また、それに伴い、湖西市ののびのび預かり事業条例の廃止をしようとするものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日とするものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

○議長（神谷里枝） 日程第13 議案第102号 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（神谷里枝） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第102号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法の改正に伴い改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、児童福祉法において相談援助業務という用語に定義づけがされたことに伴う用語の改正、及び保育所等の職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みについての条文の追加に伴い、引用する箇所を改正しようとするものでございます。

なお、施行日は公布の日とするものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

○議長（神谷里枝） 日程第14 議案第103号 湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（神谷里枝） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第103号につきまして御

説明申し上げます。

今回の改正は、再生可能エネルギー発電設備に新たに系統に直接接続する系統用蓄電池を追加することに伴い改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、再生可能エネルギー発電事業の対象として、太陽光及び風力による発電に系統用蓄電池による蓄電または放電を加え、地域住民等と事業者が協定を締結することができるよう規定し、さらに標識の表示を義務づける条文を追加するものでございます。また、条文に条項ずれが生じたためこれを整理するものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日とするものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

○議長（神谷里枝） 日程第15 議案第104号 湖西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（神谷里枝） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第104号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告に伴う国の取扱いに準じ、企業職員の給与について湖西市職員の給与と同様に改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、第1条については、管理職員特別勤務手当について平日深夜に係る支給時間帯を午前零時から午前5時までだったものを、午後10時から午前5時までに拡大するものでございます。また、住居手当について、定年前再任用短時間勤務職員については、住居手当の支給対象外であったものを支給対象とするものでございます。

第2条については、扶養手当について、配偶者に係る手当を削るものでございます。

なお、施行日は、第1条については公布の日からとし、第2条については令和8年4月1日からとするものとさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

○議長（神谷里枝） 日程第16 議案第105号 湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（神谷里枝） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第100号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、若年層人口の減少、地域コミュニティの変化などにより、年々消防団員が減少している現状にあり、今後一層団員確保は困難となることから、消防団員の処遇改善を行い、消防団員減少対策の一助とするものとさせていただきます。

改正の内容といたしましては、警戒、訓練等の職務に従事する場合における出勤報酬を2,000円から3,000円に改めるものとさせていただきます。

なお、施行日は令和8年4月1日とするものとさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

それでは1時間近く経過しましたので、ここで暫時休憩を取りたいと思います。再開は11時5分といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（神谷里枝） 休憩を解いて会議を再開します。

○議長（神谷里枝） 日程第17 議案第106号 令和5年度湖西市消防防災センター建設工事（建築工事）の工事請負契約の一部変更について、日程第18 議案第107号 令和5年度湖西市消防防災センター建設工事（電気設備工事）の工事請負契約の一部変更についての2件を一括議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（神谷里枝） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第106号から議案第107号までの2議案につきまして一括して御説明申し上げます。

令和5年度湖西市消防防災センター建設工事につきましては、去る令和6年1月19日に契約締結の議決をいただき現在工事を進めております。工事内容の変更に伴い、建築工事につきましては578万6,000円を増額し、契約金額を22億405万9,000円に、電気設備工事につきましては498万3,000円を増額し、契約金額を6億2,751万7,000円にそれぞれ変更しようとするものとさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

○議長（神谷里枝） 日程第19 議案第108号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（神谷里枝） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第108号につきまして御説明申し上げます。

湖西市ふれあい交流館は、高齢者の生きがい対策、子育て支援、地域コミュニティ活動の拠点施設であり、地域や世代間の交流を図ることを目的とし

て設置しております。

湖西市ふれあい交流館の管理運営につきまして、湖西市ふれあい交流館条例第5条の規定に基づき、指定期間満了に伴う指定管理者の公募をいたしました。その結果、1社からの申請があり、11月10日に開催されました指定管理者候補者選定委員会にて施設の円滑な運営や維持管理、指定管理料等を考慮し審査した結果、特定非営利活動法人湖西なるっぷスクールが優先交渉権者として選定されましたので、指定管理者として指定しようとするものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

---

○議長（神谷里枝） 日程第20 議案第109号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（神谷里枝） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第109号につきまして御説明申し上げます。

湖西市複合運動施設アメニティプラザは、健康づくりと福祉の向上を図ることを目的として設置しております。

アメニティプラザの管理運営につきましては、湖西市複合施設条例第4条の2の規定に基づき、指定期間満了に伴う指定管理者の公募をいたしました。その結果、2社からの申請があり、11月10日に開催されました指定管理者候補者選定委員会にて、民間事業者の運営能力の活用による市民サービスの向上、施設の円滑な運営や維持管理、指定管理料等を考慮し審査した結果、コナミスポーツ株式会社と東海ビル管理会社のグループが優先交渉権者として選定されましたので、指定管理者として指定しようとするものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

す。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

---

○議長（神谷里枝） 日程第21 議案第110号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（神谷里枝） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第110号につきまして御説明申し上げます。

小松楼まちづくり交流館は、国の登録有形文化財であり、来訪者が新居地域の歴史や文化情報を入手できる観光拠点であります。また同時に、住民の日常的な寄り合い所となるような地域コミュニティ拠点であり、観光及び文化振興と地域振興を図ることを目的として設置しております。

小松楼まちづくり交流館の管理運営につきましては、小松楼まちづくり交流館条例第5条の規定に基づき、指定期間満了に伴う指定管理者の公募をいたしました。その結果、1社からの申請があり、11月10日に開催されました指定管理者候補者選定委員会にて施設の円滑な運営や維持管理、指定管理料、今までの地域との関わりなどを考慮し審査した結果、特定非営利活動法人新居まちネットが優先交渉権者として選定されましたので、指定管理者として指定しようとするものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

---

○議長（神谷里枝） 日程第22 議案第111号 令和7年度湖西市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第111号につきまして御

説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億6,675万円を増額し、総額を301億1,704万3,000円にしようとするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、松くい被害の拡大防止に係る経費を計上、また人事院勧告に準じた給与改定等の影響を含めた人件費を増額するものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、国庫支出金、県支出金及び寄附金を増額するものでございます。また、歳入歳出予算の補正と併せまして債務負担行為の追加及び変更、繰越明許費の追加を予定しております。

なお、詳細につきましては総務部長から補足説明させていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 太田英明登壇〕

○総務部長（太田英明） 補足説明をさせていただきます。

初めに、第2表債務負担行為補正について御説明いたします。

議案書の67ページを御覧ください。追加4件、変更が1件でございます。

初めに、追加分で1件目、学校給食賄材料費については、令和8年度からの給食会計の公会計化に伴うもので、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は3億3,858万9,000円でございます。

2件目、学校給食センター整備運営事業（追加分その2）については、学校給食センター整備における物価及び金利の上昇、法令改正に伴う追加工事分で、期間は令和7年度から令和23年度まで、限度額は2億5,012万2,000円でございます。

3件目、仮設校舎リース料については、学校再編による湖西中学校改修工事に伴い仮設校舎を設置するもので、期間は令和7年度から令和9年度まで、限度額は1億8,117万円でございます。

4件目、幼稚園給食賄材料費については、令和8年度分の給食材料購入に伴うもので、期間は令和7

年度から令和8年度まで、限度額は3,728万円でございます。

続いて変更分でございます。

広報こさい印刷製本業務については、契約期間を1年ごとから3年に見直したことに伴い、期間及び限度額を変更するものでございます。

次に、第3表繰越明許費補正について御説明いたします。

議案の68ページを御覧ください。追加7件でございます。

2款総務費、自治体情報システム標準化・共通化支援業務（戸籍附票システム）の316万8,000円については、法改正に伴う追加改修により年度内完了が見込めないためでございます。

4款衛生費、環境センター浄化槽更新業務の3,534万3,000円については、入札の不調により予定価格の見直し等の調整に不測の日数を要し、年度内完了が見込めないためでございます。

6款農林水産業費、枯れ松伐採工事（白須賀地区市保有保安林）の1,281万4,000円については、適正工期が確保できず年度内完了が見込めないためでございます。

8款土木費、日の岡入出知波田線舗装補修工事の5,000万円については、設計業務を実施したところ既設水道管が本工事の支障となることが判明し、水道管理者と調整を行う必要が生じたため、適正工期が確保できず年度内完了が見込めないためでございます。

浜松湖西豊橋道路関連道路予備設計業務の3,000万円については、本線の都市計画原案が示された後に発注する必要があるため、11月からでは適正工期が確保できず年度内完了が見込めないためでございます。

枯れ松伐採工事（浜名川沿線）の1,900万円については、適正工期が確保できず年度内完了が見込めないためでございます。

浜松湖西豊橋道路関連都市計画道路見直し検討業務の2,292万9,000円については、本線の都市計画原案が示された後に発注する必要があるため、11月からでは適正工期が確保できず年度内完了が見込めないこと、また令和8年度に計画をしていた将来交通量推

計等の後続業務について、業務に必要なデータが令和7年度中に県から入手できる見込みとなったことに伴い、業務期間を短縮させるため後続業務を12月補正予算に前倒し、本年度業務と併せて一括発注するためでございます。

次に第1表の歳入歳出予算補正について御説明いたします。

初めに、歳出から御説明をいたします。

なお、国庫や県補助金などの精算に伴う返還金については、参考資料を御覧いただき、その他の増額項目について御説明をさせていただきます。

人件費につきましては、各目での説明を省略させていただきます、一括して最後に御説明をさせていただきます。

それでは、参考資料53ページを御覧ください。1段目、2款1項4目財政管理費の補正額は780万1,000円で、令和6年度地方交付税検査において、令和3年度及び令和4年度の普通交付税算定に錯誤があったことが判明したため、返還額を計上するものでございます。

2段目、5目企画費の補正額は300万円で、包括施設管理業務による修繕の件数が当初の想定よりも多くなったため、修繕料を増額するものでございます。

3段目、5項1目統計調査費の補正額は105万2,000円で、国勢調査における指導員・調査員の報酬単価改定に伴い報酬を増額するものでございます。

4段目、3款1項2目国民年金事務費の補正額は41万8,000円で、国民年金法改正に伴うシステム改修に関わる委託料を計上するものでございます。

5段目、10目自立支援給付費の補正額は86万7,000円で、日中一時支援サービスの利用時間の増加に伴い扶助費を増額するものでございます。

6段目、2項1目児童福祉総務費の補正額は372万4,000円で、ふれあい交流館において老朽化による建屋漏水及びエレベーターの不具合等が生じているため修繕料を増額、また寄附金の受入れに伴い子育て支援センター（のびりん・にこりん・ほほえみ）の備品購入費を計上するものでございます。

8段目、2目母子福祉費の補正額は50万4,000円

で、自立支援教育訓練給付金の利用者及び利用額の増加に伴い扶助費を増額、また児童扶養手当国庫負担金の精算に伴う返還金を計上するものでございます。

9段目、3項1目生活保護費の補正額は3,116万7,000円で、受給者数の増加による生活扶助等の増加に伴い、扶助費を増額するものでございます。

54ページを御覧ください。2段目、4款1項3目環境衛生費の補正額は180万4,000円で、やすらぎ苑敷地内の引込み用高圧ケーブルについて、定期点検により更新するよう指摘があったため、修繕料を増額するものでございます。

3段目、2項1目塵芥処理費の補正額は1,870万円で、新居最終処分場で埋立て管理に使用している重機が故障したため、車両更新に関わる備品購入費を計上するものでございます。

4段目、6款2項1目林業振興費の補正額は1,281万4,000円で、白須賀地区市保有保安林内の松くい虫被害に遭った松を伐採をするため、工事請負費を計上するものでございます。

5段目、7款1項1目商工業振興費、商工業振興対策費の補正額は470万8,000円で、ビジネスチャレンジ支援事業において、空き店舗等利活用出店補助金の申請者数の増加に伴い、補助金を増額するものでございます。

6段目、金融対策費の補正額は257万円で、湖西市中小企業事業金融制度の申請者数の増加に伴い、信用保証料の補給額が不足するため補助金を増額するものでございます。

7段目、3目観光費の補正額は54万5,000円で、道の駅潮見坂及び新居弁天今切の里内施設の光熱水費に不足が見込まれるため、光熱水費を増額するものでございます。

8段目、8款3項1目河川費の補正額は1,900万円で、浜名川の松くい虫被害に遭った松を伐採するため、工事請負費を増額するものでございます。

9段目、4項1目都市計画総務費の補正額は1,500万円で、浜松湖西豊橋道路関連都市計画道路見直し検討業務における将来交通量推計等について、業務に必要なデータが令和7年度中に県から入

手できる見込みとなったことに伴い、本年度業務と併せ一括発注することにより、業務期間を短縮させるため委託料を増額するものでございます。

55ページを御覧ください。1段目、10款1項4目教育施設整備の補正額は36万円で、学校再編に伴い湖西中学校に仮設校舎を設置するため、許可申請等に関わる手数料を計上するものでございます。

2段目、5目教育施設管理費の補正額は611万7,000円で、各小中学校の整備等の法定点検において、不具合を指摘された箇所を修繕するため修繕料を増額するものでございます。

3段目、2項1目学校管理費、小学校管理運営費の補正額は32万円で、知波田小学校及び新居小学校において、猛暑の影響により給食室等のガスエアコン使用の使用期間が長期化したことなどに伴い、燃料費を増額するものでございます。

4段目、小学校施設管理運営費の補正額は446万9,000円で、各小学校において猛暑の影響により教室エアコンの使用期間が長期化したことなどに伴い、光熱水費を増額するものでございます。

5段目、3項1目学校管理費、中学校管理運営費の補正額は121万円で、湖西中学校及び岡崎中学校において、猛暑の影響により給食室等のガスエアコン使用の使用期間が長期化したことなどに伴い、燃料費を増額するものでございます。

6段目、中学校施設管理運営費の補正額は528万4,000円で、各中学校において、猛暑の影響により教室エアコンの使用期間が長期化したことなどに伴い、光熱水費を増額するものでございます。

7段目、6項9目図書館費の補正額は297万9,000円で、明かり採り塔屋部の雨漏り対策及び女子トイレ温水暖房便座が故障したため修繕料を増額、また建物への干渉及び落枝の危険性がある樹木の伐採等のため、手数料を増額するものでございます。

最後の段、人件費の補正額は1億1,954万4,000円で、人事院勧告に準じた給与改定等を踏まえ、特別職・一般職に合わせて増額するものでございます。

以上、歳出の補正額は2億6,675万円の増額でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。参

考資料の51ページにお戻りください。

歳出予算の増額に伴う国庫及び県支出金の増額については参考資料を御覧いただき、その他の歳入の増減について御説明をいたします。

1段目、1款2項1目固定資産税現年課税分の補正額は1億2,885万円で、賦課決定に伴う現計予算に対する上振れ分のうち、今回の補正必要額を増額するものでございます。

7段目、18款1項1目寄附金の補正額は111万2,000円で、地域子育て支援事業に対する寄附2件に伴い、一般寄附金を計上するものでございます。

8段目、20款1項1目繰越金の補正額は1億1,000万円で、前年度繰越金を増額するものでございます。

52ページを御覧ください。1段目、21款6項2目諸収入の補正額は126万2,000円で、令和6年度児童手当国庫負担金の精算に伴い、追加交付額を計上するものでございます。

以上、歳入の補正額は歳出と同額の2億6,675万円の増額でございます。

説明は以上です。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

○議長（神谷里枝） 日程第23 議案第112号 令和7年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第112号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,430万円を増額し、総額を55億591万6,000円にしようとするものでございます。

歳出の内容といたしましては、地方税法施行令の改正により、令和8年度開始予定の子ども・子育て支援金制度に対応するため、基幹系システムの改修を行う必要が生じたことから、システム改修費として1,430万円を増額しようとするものでございます。

歳入の内容といたしましては、当該改修に対し交

付される国庫補助金1,430万円を増額しようとするものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

○議長（神谷里枝） 日程第24 議案第113号 令和7年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第113号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ588万5,000円を増額し、総額を46億942万4,000円にしようとするものでございます。

歳出の内容といたしましては、令和8年4月施行予定の介護保険制度改正に対応するため、介護保険システムを改修する費用として588万5,000円を増額しようとするものでございます。

歳入の内容といたしましては、前年度繰越金588万5,000円を増額しようとするものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

○議長（神谷里枝） 日程第25 議案第114号 令和7年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第114号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,635万5,000円を増額し、総額を10億9,154万1,000円にしようとするものでございます。

歳出の内容といたしましては、令和8年度開始予定の子ども・子育て支援金制度へ対応するため、後

期高齢者医療システムの改修費用として335万5,000円を計上し、保険料の収入額が当初予算を上回る見込みとなったため、広域連合へ納める保険料納付金を3,300万円増額しようとするものでございます。

歳入の内容といたしましては、後期高齢者医療保険料を3,300万円増額し、制度関係業務事業費補助金335万5,000円を計上しようとするものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

○議長（神谷里枝） 日程第26 議案第115号 令和7年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第115号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出を919万9,000円増額し、総額を12億8,005万2,000円に、また資本的支出を48万6,000円増額し総額を16億1,189万1,000円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、下水道管の切り直し工事により、既設の管を撤去したことに伴う収益的支出の資産減耗費の増額、また人事院勧告に伴う収益的支出及び資本的支出の人件費を増額するものでございます。

また、債務負担行為の補正といたしましては、新居浄化センター電気設備修繕を新たに設定するもので、変圧器が故障したため早急に対応を行う必要がありますが、変圧器の調達までに半年ほどの期間が必要となりますことから対応しようとするものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

○議長（神谷里枝） 日程第27 議案第116号 令和7年度湖西市水道事業会計補正予算（第2号）を

議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第116号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出を192万4,000円増額し、総額を12億8,122万8,000円に、資本的収入を4,438万3,000円増額し、総額を2億9,802万4,000円に、また資本的支出を1億3,408万4,000円増額し、総額を9億8,845万3,000円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、人事院勧告に伴う収益的支出及び資本的支出の人件費を増額し、また国土交通省における追加補正予算の確保に合わせ、水道スマートメーター購入の追加執行に係る補助金の交付前倒しに伴う追加執行を行うため、資本的収入及び資本的支出を増額し、棚卸資産購入限度額も増額するものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神谷里枝） 説明は終わりました。

---

○議長（神谷里枝） 日程第28 議案第117号 令和7年度湖西市病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 田内浩之登壇〕

○市長（田内浩之） 議案第117号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的支出を2,251万3,000円増額し、総額を34億4,200万8,000円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費を増額するものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（神谷里枝） 以上で本日の日程は終了いた

しました。

議案に対する質疑は、令和7年12月12日の本会議で行いますので、質疑事項のある方は12月3日正午までに通告してください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時42分 散会

---